

岐阜県公報

目次

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	四
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	五
岐阜県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	(同)	四三
岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例	(同)	四三
岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	四四
水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(環境管理課)	四五
岐阜県県民文化ホール未来会館条例の一部を改正する条例	(文化振興課)	四五
岐阜県地域医療介護総合確保基金条例	(健康福祉政策課)	四六
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課)	四七
岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(生活安全総務課)	四七
岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例	(防災課)	四七
岐阜県家庭教育支援条例	(議事調査課)	四八

本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第七二号)
- 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・一五月分引き上げることとした。
 - 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
 - 施行期日等
 - この条例は、一に係る改正規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二に係る改正規定は平成二十七年四月一日から施行することとした。
 - 一による改正後の規定は、平成二十六年十二月一日から適用することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第七三号)
- 岐阜県人事委員会の平成二十六年一〇月九日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
 - 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を一、二〇〇円引き上げることとした。(第一〇条の二関係)
 - 勤勉手当について、年間の支給割合を〇・一五月分引き上げることとした。(第二五条関係)
 - 勤勉手当について、六月期と二月期の支給割合を改定することとした。(第二五条関係)
 - 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げることとした。(別表第一、別表第五関係)

号外(一) 平成二十六年十二月二十二日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(休日) 休日に当たる (とき) は翌日

平成二十六年十二月二十二日

二 施行期日等

1 この条例は、一、2及び4に係る改正規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、一、3に係る改正規定は平成二十七年四月一日から施行することとした。

2 一、1及び4による改正後の規定は平成二十六年四月一日から、一、2による改正後の規定は平成二十六年二月一日から適用することとした。

岐阜県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(条例第七四号)

一 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に鑑み、岐阜県特別職報酬等審議会の所掌事務に、教育長の給料の額に関する審議を加えることとした。(第一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例(条例第七五号)

一 振興局等の名称を次のとおり変更することとした。(第一条関係)

変	更	前	変	更	後
岐阜県西濃振興局			岐阜県西濃県事務所		
岐阜県西濃振興局揖斐事務所			岐阜県揖斐県事務所		
岐阜県中濃振興局			岐阜県可茂県事務所		
岐阜県中濃振興局中濃事務所			岐阜県中濃県事務所		
岐阜県東濃振興局			岐阜県東濃県事務所		
岐阜県東濃振興局恵那事務所			岐阜県恵那県事務所		
岐阜県飛騨振興局			岐阜県飛騨県事務所		

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第七六号)

一 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。(第二八条関係)

1 岐阜県個人情報保護審査会の所掌事務に、特定個人情報保護評価に関する調査審議を加えることとした。

2 岐阜県個人情報保護審査会の委員の定数を六人(現行五人)以内とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第七七号)

一 「排水基準を定める省令」の一部改正に伴い、カドミウム及びその化合物の排水基準を強化することとした。(別表第四関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県県民文化ホール未来会館条例の一部を改正する条例(条例第七八号)

一 岐阜県県民文化ホール未来会館を再開するため、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 名称を「ぎふ清流文化プラザ」に改めることとした。(第一条関係)

2 利用料金制を廃止し、使用料を徴収することとした。(第七条及び別表関係)

3 指定管理者の業務から、県民文化の振興及び地域社会の活性化に資する公演等の事業の企画及び実施に関するものを削ることとした。(第二二条関係)

4 休止前に休業日としていた火曜日を営業日とすることとした。(第二三条関係)

5 施設内容の変更(別表関係)

(一) 中ホール、会議室、レセプションホール及び企画展示室を廃止し、セミナー室及び第四練習室を設置することとした。

(二) 大ホールの名称を「長良川ホール」に改めることとした。

二 この条例は、平成二十七年九月一日から施行することとした。

岐阜県地域医療介護総合確保基金条例(条例第七九号)

一 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域医療介護総合確保基金を設置することとした。(第一条関係)

二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。(第一条関係)

三 その他岐阜県地域医療介護総合確保基金に関し必要な事項について定めることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第八〇号)

一 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の施行に関する事務に係る手数料を廃止することとした。(別表関係)

二 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第八一号)

一 特定の者に対して著しい不安又は迷惑を覚えさせる執ような嫌がらせ行為を禁止することとした。(第四条関係)

二 通常の電子メールに加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用したメッセージの送信による嫌がらせ行為を禁止することとした。(第四条関係)

三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第八二号)

一 御嶽山の噴火により甚大な被害が発生したことを受け、登山の届出の対象地域に活火山地区を加えるなど、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ることを目的に追加することとした。(第一条関係)

2 登山の届出の対象地域に活火山地区を加えることとした。(第二条関係)

3 県の責務として、次の事項を加えることとした。(第三条関係)

(一) 活火山地区の山岳への登山に関し注意すべき情報を登山者に提供すること
その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(二) 届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めること。

4 登山者の責務として、登山しようとする山岳の火山活動の状況を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならないことを加えることとした。(第四条関係)

5 届出をせず、又は虚偽の届出をして活火山地区(火口域から一キロメートル以内の区域に限る。)の山岳に登山した者は、五万円以下の過料に処することとした。(第七条関係)

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、一5に係る改正規定は、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例(平

成二六年岐阜県条例第四七号)附則第一項ただし書に規定する日から施行することとした。

岐阜県家庭教育支援条例(条例第八三号)

一 家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、地域住民、地域活動団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策(以下「家庭教育支援施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 家庭教育の支援は、子どもの教育については保護者が第一義的責任を有するものであるとの基本的認識の下、保護者が基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを自主的に教え、又は育むことができるよう、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならないことを基本理念とすることとした。(第三条関係)

三 県の責務、市町村に対する支援並びに保護者、祖父母、地域住民等、学校等及び事業者の役割について規定することとした。(第四条、第一〇条関係)

四 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。)を支援するため、親としての学びの方法の開発及び普及を図るほか、保護者の学習の機会を提供するものとする(第一条関係)

五 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。)を支援するため、親になるための学びの方法の開発及び普及を図るほか、学校等が行う親になるための学びの機会の提供を支援するものとする(第二条関係)

六 四及び五のほか、県は、家庭教育を支援するため、次の施策を講ずるものとする(第一二条、第一七条関係)

1 人材の養成等

2 保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進

3 相談体制の整備等
 4 広報及び啓発
 5 団体活動の促進
 七 県は、「家庭の日」及び「早く家庭に帰る日」を家庭教育を實踐する日とし、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を實施するよう努めなければならないこととした。(第一八条関係)
 八 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。こととした。(第一九条関係)
 九 知事は、毎年度、議会に対し、家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告をし、当該報告を公表しなければならないこととした。(第二〇条関係)
 十 この条例は、公布の日から施行し、九の規定は、平成二十七年四月以後に講じた施策に関する報告及び公表について適用することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十二号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百一・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)
 第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二項中「百分の二百一・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。
 第四条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百一・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百一・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七

条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例（次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「三十六万五千五百円」を「三十六万六千七百円」に改める。

第二十五条第二項中「掲げる額を」を「定める額を」に、同項第一号イ中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百一・五」に改め、同号ロ中「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	

	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
再任職員以外の職員	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	423,300		
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	424,000		
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	424,700		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	425,200			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300				
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000				
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700				
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200				

90	243,600	297,300	345,600	386,400					
91	244,100	297,700	346,100	387,000					
92	244,600	298,100	346,500	387,600					
93	244,900	298,200	346,700	388,300					
94		298,500	347,100	388,900					
95		298,900	347,600	389,500					
96		299,300	348,000	390,100					
97		299,500	348,100	390,800					
98		299,800	348,600						
99		300,200	349,100						
100		300,600	349,400						
101		300,800	349,700						
102		301,100	350,100						
103		301,500	350,500						
104		301,800	350,900						
105		302,000	351,400						
106		302,300	351,800						
107		302,700	352,200						
108		303,000	352,600						
109		303,200	353,100						
110		303,600	353,500						
111		304,000	353,900						
112		304,300	354,200						
113		304,400	354,700						
114		304,700	355,100						
115		305,000	355,500						
116		305,400	355,900						
117		305,600	356,400						
118		305,800							
119		306,100							
120		306,400							
121		306,800							
122		307,000							
123		307,300							
124		307,600							
125		308,000							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200

	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
	49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
	50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
	51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
	52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
	53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
	54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
	55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
	56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
	57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
	58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
	59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
	60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
	61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
	62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	467,000	
	63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300	467,700	
	64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900	468,400	
	65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400	469,100	
	66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
	67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
	68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
	69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
	70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
	71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
	72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
	73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
	74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
	75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
	76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
	77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
	78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
	79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			
	80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			
	81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200			
	82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
	83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
	84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
	85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
	86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	434,200			
	87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	434,800			
	88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	435,400			
	89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	436,000			

再任職員以外の職員

90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700
94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300
95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900
96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500
97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100
98	309,000	333,600	360,800	391,400	
99	310,200	334,900	361,900	392,000	
100	311,400	336,200	363,100	392,500	
101	312,600	337,600	364,300	392,900	
102	313,700	338,600	365,400	393,400	
103	314,800	339,800	366,500	394,000	
104	315,900	341,000	367,700	394,500	
105	316,700	342,100	368,900	394,800	
106	317,300	343,200	369,500	395,300	
107	317,900	344,300	370,100	395,800	
108	318,600	345,400	370,700	396,100	
109	319,100	346,600	371,300	396,400	
110	319,600	347,600	371,800	396,900	
111	320,200	348,600	372,400	397,400	
112	320,800	349,600	372,900	397,900	
113	321,600	350,500	373,300	398,200	
114	322,300	351,400	373,700	398,700	
115	323,000	352,400	374,300	399,200	
116	323,800	353,400	374,800	399,700	
117	324,400	354,500	375,200	400,100	
118	325,200	355,000	375,700	400,600	
119	326,000	355,600	376,300	401,100	
120	326,800	356,200	376,800	401,600	
121	327,400	356,600	376,900	402,000	
122	327,800	357,000	377,500	402,500	
123	328,300	357,500	378,100	403,000	
124	328,800	357,900	378,500	403,500	
125	329,100	358,300	379,000	403,900	
126		358,700	379,500		
127		359,200	380,000		
128		359,600	380,500		
129		360,000	380,800		
130		360,400	381,300		
131		360,800	381,800		
132		361,200	382,300		
133		361,400	382,600		
134		361,900	383,100		
135		362,400	383,500		
136		362,700	384,000		

	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,400	207,000	267,800	318,500	409,900	720,000
	2	166,500	209,200	270,900	321,900	412,400	776,000
	3	168,500	211,400	274,000	325,400	414,800	834,000
	4	170,500	213,600	277,000	328,900	417,300	912,000
	5	172,500	215,700	280,000	332,400	419,800	984,000
	6	175,000	217,900	282,800	335,800	422,300	
	7	177,500	220,100	285,500	339,300	424,800	
	8	180,000	222,200	288,200	342,800	427,300	
	9	182,500	224,500	291,000	346,400	429,500	
	10	185,300	226,900	293,900	349,700	432,000	
	11	188,000	229,300	296,800	353,000	434,500	
	12	190,700	231,700	299,700	356,300	436,900	
	13	193,400	234,000	302,300	359,500	438,700	
	14	195,300	236,400	304,900	362,000	440,900	
	15	197,200	238,800	307,400	364,500	443,300	
	16	199,100	241,200	309,900	367,100	445,600	
	17	201,100	243,300	312,300	369,800	448,000	
	18	202,900	246,400	315,000	372,100	450,400	
	19	204,700	249,500	317,800	374,400	452,800	
	20	206,400	252,600	320,600	376,700	455,200	
	21	208,200	255,700	323,200	378,900	457,500	
	22	210,100	258,800	326,000	381,000	459,900	
	23	212,000	261,900	328,800	383,100	462,300	
	24	213,900	265,000	331,600	385,200	464,700	
	25	215,900	267,900	334,000	387,100	466,700	
	26	218,000	270,900	336,500	389,000	468,900	
	27	220,100	273,900	338,900	390,900	471,100	
	28	222,200	276,900	341,400	392,800	473,300	
	29	224,200	279,900	343,800	394,800	475,500	
	30	226,400	282,600	346,000	396,600	477,800	
	31	228,700	285,300	348,200	398,300	480,000	
	32	231,000	288,000	350,400	400,100	482,200	
	33	233,400	290,600	352,700	401,900	484,200	
	34	235,300	293,500	355,000	403,700	486,300	
	35	237,200	296,300	357,300	405,400	488,600	
	36	239,100	299,100	359,600	407,200	490,900	
	37	241,000	301,800	361,600	408,700	493,100	
	38	243,000	304,000	363,700	410,400	495,100	
	39	244,900	306,300	365,800	412,100	497,100	
	40	246,900	308,600	367,800	413,700	499,100	
	41	249,000	310,700	369,800	415,000	501,100	

	42	250,900	311,900	371,700	416,600	503,000
	43	252,800	313,100	373,500	418,200	504,900
	44	254,700	314,300	375,400	419,800	506,800
	45	256,500	315,400	377,400	421,200	508,700
	46	258,400	316,600	379,200	422,800	510,500
	47	260,300	317,800	380,900	424,400	512,300
	48	262,200	319,000	382,700	426,000	514,200
	49	263,800	320,000	384,600	427,500	515,900
	50	265,000	321,100	386,400	428,800	517,700
	51	266,200	322,200	388,200	430,100	519,500
	52	267,500	323,200	390,000	431,400	521,400
	53	268,400	324,400	391,300	432,200	523,200
	54	269,500	325,400	392,800	433,200	524,900
	55	270,600	326,500	394,300	434,100	526,600
	56	271,700	327,600	395,900	435,000	528,200
	57	272,900	328,700	397,300	435,900	529,900
	58	274,100	329,800	398,700	436,800	531,200
	59	275,300	330,900	400,200	437,800	532,500
	60	276,500	331,900	401,700	438,700	533,800
	61	277,500	333,000	403,000	439,600	535,000
	62	278,600	334,100	404,500	440,500	536,000
	63	279,700	335,200	406,000	441,600	537,000
	64	280,700	336,300	407,500	442,700	538,000
	65	281,700	337,200	408,500	443,600	538,700
	66	282,700	338,300	409,600	444,600	539,600
	67	283,800	339,400	410,700	445,600	540,500
	68	284,900	340,500	411,800	446,600	541,400
	69	285,900	341,400	412,800	447,600	542,300
	70	287,000	342,500	413,700	448,600	543,100
	71	288,100	343,600	414,600	449,600	544,000
	72	289,200	344,700	415,400	450,600	544,700
	73	290,100	345,300	416,200	451,600	545,600
	74	291,200	346,300	417,100	452,500	546,500
	75	292,300	347,300	417,900	453,400	547,400
	76	293,400	348,300	418,800	454,400	548,300
再任職員以外の職員	77	294,200	349,400	419,500	455,200	549,200
	78	295,200	350,400	420,100	455,700	550,100
	79	296,200	351,400	420,700	456,400	551,000
	80	297,200	352,400	421,300	457,000	551,900
	81	298,300	353,400	421,600	457,800	552,800
	82	299,200	354,400	422,200	458,500	
	83	300,100	355,400	422,800	459,100	
	84	301,000	356,400	423,400	459,800	
	85	301,800	357,000	423,700	460,300	
	86	302,700	357,600	424,200	460,900	
	87	303,600	358,200	424,800	461,600	
	88	304,500	358,800	425,400	462,300	

89	305,100	359,500	425,800	462,800
90	305,700	359,900	426,400	463,500
91	306,400	360,300	427,000	464,100
92	307,100	360,800	427,500	464,600
93	307,800	361,300	427,800	465,100
94	308,400	361,700	428,200	465,800
95	309,000	362,200	428,600	466,500
96	309,600	362,700	429,000	467,200
97	310,300	363,300	429,500	467,700
98	310,900	363,800	430,000	468,300
99	311,500	364,300	430,400	469,000
100	312,100	364,800	430,900	469,700
101	312,500	365,200	431,300	470,200
102	312,800	365,700	431,700	
103	313,200	366,100	432,200	
104	313,600	366,600	432,500	
105	313,900	367,100	433,100	
106	314,300	367,500	433,600	
107	314,600	368,000	434,100	
108	314,900	368,500	434,600	
109	315,300	369,000	435,200	
110	315,600	369,500	435,700	
111	316,000	370,000	436,200	
112	316,400	370,400	436,700	
113	316,700	370,800	437,300	
114	317,100	371,200	437,800	
115	317,400	371,700	438,300	
116	317,800	372,100	438,800	
117	318,000	372,500	439,400	
118	318,300	372,900		
119	318,700	373,400		
120	319,100	373,900		
121	319,300	374,200		
122	319,600	374,600		
123	320,000	375,100		
124	320,400	375,400		
125	320,600	375,800		
126	320,800	376,300		
127	321,100	376,800		
128	321,500	377,300		
129	321,700	377,800		
130	322,000	378,300		
131	322,400	378,800		
132	322,700	379,300		
133	322,900	379,800		
134	323,200	380,300		
135	323,600	380,800		
136	323,800	381,300		

	137	323,900	381,800				
	138	324,100	382,300				
	139	324,400	382,800				
	140	324,700	383,300				
	141	325,100	383,800				
	142	325,400					
	143	325,700					
	144	326,000					
	145	326,400					
	146	326,700					
	147	327,000					
	148	327,300					
	149	327,700					
	150	328,000					
	151	328,300					
	152	328,500					
	153	328,800					
	154	329,100					
	155	329,400					
	156	329,700					
	157	330,100					
再任用職員		237,500	285,600	297,400	319,700	405,400	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	484,400
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	485,400
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	486,400
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	487,500
	42	227,400	290,500	358,300	412,100	488,500
	43	229,200	293,000	360,400	413,500	489,500

	44	230,900	295,500	362,500	415,100	490,500
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	491,600
	46	234,400	300,400	366,700	418,000	492,600
	47	236,100	303,000	368,700	419,600	493,600
	48	237,800	305,700	370,800	421,200	494,600
	49	239,400	308,200	372,600	422,900	495,700
	50	241,100	310,700	374,500	424,300	
	51	242,800	313,200	376,500	425,900	
	52	244,500	315,700	378,500	427,500	
	53	245,900	318,100	380,500	429,200	
	54	247,500	320,300	382,300	430,700	
	55	249,100	322,500	384,100	432,300	
	56	250,800	324,700	385,900	433,900	
	57	252,300	327,000	387,400	435,400	
	58	253,800	329,200	389,100	436,900	
	59	255,400	331,400	390,800	438,300	
	60	257,000	333,500	392,500	439,800	
	61	258,500	335,700	393,800	441,400	
	62	260,100	337,900	395,200	442,900	
	63	261,700	340,100	396,600	444,400	
	64	263,200	342,300	397,900	445,900	
	65	264,700	344,300	399,300	447,600	
	66	266,400	346,500	400,600	449,100	
	67	268,000	348,700	402,000	450,600	
	68	269,700	350,900	403,400	452,200	
	69	271,200	352,900	404,800	453,800	
	70	272,700	355,000	406,100	455,300	
	71	274,200	357,100	407,500	456,900	
	72	275,700	359,200	408,900	458,500	
	73	276,900	361,000	410,200	460,000	
	74	278,300	362,900	411,600	461,000	
	75	279,700	364,900	413,000	462,000	
再任職員以外の職員	76	281,100	366,800	414,400	462,800	
	77	282,500	368,800	415,600	463,600	
	78	283,700	370,500	416,900	464,600	
	79	284,900	372,200	418,200	465,600	
	80	286,100	373,900	419,600	466,600	
	81	287,400	375,400	420,900	467,400	
	82	288,600	376,900	422,200	468,400	
	83	289,800	378,400	423,400	469,400	
	84	291,000	379,900	424,700	470,400	
	85	292,200	381,000	425,900	471,200	
	86	293,400	382,400	427,100	472,200	
	87	294,600	383,800	428,300	473,200	
	88	295,800	385,200	429,400	474,200	
	89	297,000	386,500	430,500	475,000	
	90	298,200	387,800	431,500		

91	299,400	389,100	432,500
92	300,600	390,400	433,500
93	301,400	391,700	434,500
94	302,500	392,900	435,600
95	303,700	394,200	436,600
96	304,900	395,500	437,700
97	305,900	396,900	438,600
98	307,000	397,900	439,300
99	308,100	399,000	440,100
100	309,200	400,100	440,700
101	310,100	401,000	441,500
102	311,200	402,000	442,100
103	312,300	403,100	442,700
104	313,400	404,200	443,300
105	314,000	404,900	443,800
106	314,900	405,900	444,400
107	315,700	406,900	445,000
108	316,500	407,900	445,600
109	317,400	408,700	446,200
110	317,800	409,600	
111	318,300	410,500	
112	318,800	411,300	
113	319,400	411,900	
114	319,800	412,600	
115	320,300	413,300	
116	320,800	414,000	
117	321,400	414,700	
118	321,900	415,500	
119	322,400	416,100	
120	322,900	416,900	
121	323,400	417,500	
122	323,800	417,900	
123	324,300	418,400	
124	324,800	418,700	
125	325,400	419,100	
126	325,700	419,600	
127	326,000	420,100	
128	326,300	420,600	
129	326,600	421,000	
130	326,900	421,500	
131	327,200	422,000	
132	327,500	422,500	
133	327,700	422,900	
134	327,900	423,400	
135	328,100	423,900	
136	328,400	424,400	
137	328,700	424,800	

138	328,900	425,300			
139	329,200	425,800			
140	329,500	426,300			
141	329,700	426,700			
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	459,800
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	460,700
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	461,600
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	462,500
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	463,400
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	464,300

	44	229,900	265,200	360,400	383,300	465,200
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	466,100
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	467,000
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	467,900
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	468,800
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	469,700
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	
	53	244,900	287,900	375,200	396,800	
	54	246,600	290,500	376,700	398,100	
	55	248,200	293,000	378,200	399,200	
	56	249,900	295,500	379,700	400,400	
	57	251,300	297,800	381,200	401,900	
	58	252,800	300,400	382,600	403,100	
	59	254,300	303,000	384,000	404,400	
	60	255,800	305,700	385,400	405,700	
	61	257,300	308,200	386,300	407,000	
	62	258,800	310,700	387,500	408,000	
	63	260,300	313,200	388,700	409,400	
	64	261,700	315,700	389,900	410,800	
	65	263,000	318,100	391,000	412,000	
	66	264,600	320,300	392,200	413,100	
	67	266,200	322,500	393,200	414,300	
	68	267,700	324,700	394,300	415,500	
	69	269,400	327,000	395,500	416,500	
	70	270,900	329,200	396,500	417,700	
	71	272,400	331,400	397,600	418,900	
	72	273,900	333,500	398,800	420,100	
	73	275,100	335,700	399,900	420,900	
	74	276,400	337,900	401,000	421,700	
	75	277,700	340,100	402,100	422,500	
	76	279,000	342,300	403,200	423,300	
	77	280,400	344,200	404,100	423,900	
	78	281,600	346,100	405,100	424,700	
	79	282,800	348,000	406,100	425,400	
	80	284,000	349,900	407,100	426,100	
	81	285,300	351,700	407,900	426,900	
	82	286,400	353,500	408,700	427,500	
	83	287,600	355,300	409,500	428,000	
	84	288,800	357,100	410,300	428,700	
	85	289,800	358,500	411,000	429,400	
	86	290,800	360,200	411,800	429,900	
	87	291,800	361,900	412,500	430,500	
	88	292,800	363,500	413,200	431,200	
	89	293,900	365,000	413,900	431,900	
	90	294,800	366,300	414,600	432,500	

再任
用職員
以外の
職員

91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	434,900
95	298,700	373,200	417,500	435,600
96	299,500	374,500	418,200	436,300
97	300,300	375,500	418,700	436,800
98	301,100	376,500	419,200	437,500
99	301,900	377,500	419,800	438,200
100	302,700	378,500	420,100	438,900
101	303,600	379,600	420,600	439,400
102	304,100	380,600	421,200	440,100
103	304,600	381,600	421,800	440,800
104	305,100	382,600	422,300	441,500
105	305,300	383,400	422,700	442,000
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		
131		403,900		
132		404,500		
133		404,800		
134		405,400		
135		406,000		
136		406,400		
137		406,800		

	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職給料表 (四)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	173,500	208,200	267,800	346,400	484,400
	2	176,100	210,300	270,900	349,700	486,600
	3	178,700	212,400	274,000	353,000	488,800
	4	181,400	214,500	277,000	356,300	491,000
	5	184,100	216,400	280,000	359,500	492,900
	6	186,900	218,500	282,900	362,000	494,900
	7	189,700	220,600	285,700	364,500	496,900
	8	192,600	222,600	288,500	367,100	498,900
	9	195,500	224,800	291,200	369,800	500,900
	10	198,500	227,200	294,100	372,100	502,900
	11	201,400	229,600	297,000	374,400	504,900
	12	204,300	232,000	299,900	376,700	506,900
	13	207,000	234,200	302,300	378,900	508,600
	14	208,700	236,500	304,900	381,400	510,400
	15	210,400	238,800	307,400	383,900	512,200
	16	212,100	241,100	309,900	386,400	514,100
	17	213,800	243,400	312,500	388,700	515,800
	18	215,600	246,500	315,600	391,100	517,600
	19	217,400	249,600	318,800	393,500	519,400
	20	219,100	252,700	322,000	395,900	521,300
	21	221,000	255,700	325,000	398,400	523,100
	22	222,900	258,800	328,100	401,000	524,700
	23	224,900	261,900	331,200	403,700	526,400
	24	226,900	265,000	334,300	406,400	528,000
	25	228,700	267,900	337,400	409,000	529,500
	26	230,700	270,900	340,400	411,500	530,900
	27	232,700	273,900	343,300	414,000	532,300
	28	234,700	276,900	346,300	416,500	533,700
	29	236,500	279,900	349,200	418,800	534,800
	30	238,400	282,400	351,800	421,300	535,800
	31	240,400	284,900	354,400	423,800	536,800
	32	242,400	287,400	357,000	426,200	537,800
	33	244,400	289,800	359,600	428,200	538,600
	34	246,500	292,400	361,800	430,600	539,500
	35	248,600	294,900	364,100	433,000	540,400
	36	250,700	297,400	366,400	435,400	541,300
	37	252,500	299,600	368,700	437,600	542,100
	38	254,500	302,000	370,900	439,900	543,000
	39	256,500	304,500	373,200	442,300	543,800
	40	258,500	307,000	375,500	444,600	544,500
	41	260,300	309,400	377,800	447,000	545,300
	42	261,700	311,800	379,900	449,400	546,200
	43	263,100	314,200	382,000	451,800	547,100

	44	264,500	316,600	384,100	454,200	548,000
	45	265,800	318,800	386,000	456,300	548,800
	46	267,100	321,200	388,000	458,300	549,700
	47	268,300	323,600	390,000	460,500	550,600
	48	269,500	326,100	392,000	462,700	551,500
	49	270,600	328,600	393,600	465,000	552,300
	50	271,700	331,000	395,400	467,200	
	51	273,000	333,300	397,200	469,500	
	52	274,300	335,700	399,000	471,800	
	53	275,400	338,000	400,200	473,700	
	54	276,600	340,000	401,800	475,400	
	55	277,800	342,000	403,500	477,100	
	56	279,000	344,000	405,200	478,900	
	57	280,100	345,900	406,700	480,500	
	58	281,500	347,900	408,400	481,600	
	59	282,900	349,900	410,100	482,700	
	60	284,300	351,900	411,700	483,800	
	61	285,500	353,800	413,100	484,900	
	62	286,900	355,700	414,700	486,000	
	63	288,300	357,600	416,300	487,100	
	64	289,600	359,500	417,900	488,200	
	65	290,800	361,400	419,300	489,200	
	66	292,100	363,300	420,400	490,300	
	67	293,400	365,200	421,400	491,300	
	68	294,700	367,000	422,400	492,400	
	69	296,100	368,700	423,400	493,300	
	70	297,200	370,500	424,400	494,400	
	71	298,300	372,300	425,500	495,400	
	72	299,300	374,100	426,500	496,500	
	73	300,500	375,600	427,200	497,500	
	74	301,600	377,200	428,000	498,600	
	75	302,700	378,900	429,000	499,700	
	76	303,800	380,600	430,000	500,700	
	77	304,600	382,300	431,000	501,600	
	78	305,600	384,000	432,000	502,500	
	79	306,600	385,700	433,000	503,400	
	80	307,600	387,300	434,000	504,300	
	81	308,400	388,800	434,700	505,100	
	82	309,300	390,400	435,600	505,900	
	83	310,200	391,900	436,500	506,700	
	84	311,100	393,500	437,300	507,500	
	85	311,900	394,600	438,200	508,000	
	86	312,700	395,900	439,000	508,800	
	87	313,600	397,300	439,800	509,600	
	88	314,500	398,600	440,700	510,400	
	89	315,400	400,000	441,400	511,100	
	90	316,200	401,200	441,900	511,900	

再任
用職
員以
外の
職員

91	317,000	402,300	442,500	512,700
92	317,800	403,500	442,900	513,300
93	318,500	404,400	443,400	514,000
94	319,200	405,500	444,000	514,800
95	319,900	406,600	444,500	515,500
96	320,600	407,700	445,100	516,300
97	321,000	408,600	445,500	517,000
98	321,400	409,600	446,000	
99	321,800	410,600	446,600	
100	322,200	411,600	447,200	
101	322,600	412,400	447,600	
102	323,000	413,400	448,200	
103	323,300	414,400	448,800	
104	323,700	415,400	449,200	
105	324,200	416,000	449,600	
106	324,600	416,800	450,200	
107	325,100	417,700	450,800	
108	325,600	418,600	451,400	
109	326,000	419,500	451,800	
110	326,500	420,400	452,400	
111	327,000	421,300	453,000	
112	327,500	422,100	453,600	
113	327,800	422,900	454,000	
114	328,300	423,400		
115	328,700	423,900		
116	329,200	424,400		
117	329,500	424,800		
118	329,900	425,400		
119	330,400	425,900		
120	330,900	426,500		
121	331,100	426,700		
122	331,500	427,200		
123	332,000	427,800		
124	332,400	428,200		
125	332,600	428,600		
126	332,900			
127	333,400			
128	333,900			
129	334,100			
130	334,500			
131	335,000			
132	335,400			
133	335,600			
134	336,000			
135	336,500			
136	336,800			
137	337,100			

	138	337,500				
	139	337,900				
	140	338,300				
	141	338,800				
再任用職員		250,000	296,900	314,600	380,800	476,100

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200

	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
再任用職員以外の職員	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000	448,200	
	75	265,500	323,700	394,700	449,100	
	76	266,900	324,800	395,400	450,000	
	77	268,000	325,900	396,100	450,700	
	78	269,200	326,900	396,700	451,500	
	79	270,500	327,900	397,300	452,400	
	80	271,800	328,900	397,900	453,300	
	81	273,200	330,000	398,500	454,000	
	82	274,500	330,800	399,200	454,900	
	83	275,800	331,500	399,800	455,800	
	84	277,100	332,300	400,400	456,700	
	85	278,300	332,900	400,900	457,400	
	86	279,500	333,400	401,500		
	87	280,800	333,900	402,200		
	88	282,100	334,400	402,900		
	89	283,100	334,700	403,300		

90	284,300	335,200	403,900		
91	285,500	335,700	404,600		
92	286,700	336,200	405,300		
93	287,800	336,500	405,700		
94	288,800	336,900	406,400		
95	289,800	337,400	407,100		
96	290,800	337,900	407,800		
97	291,400	338,500	408,400		
98	292,300	339,000	409,100		
99	293,200	339,500	409,800		
100	294,100	340,000	410,500		
101	295,000	340,500	411,100		
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,300			
121	303,600	349,700			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100

再任 用職 員以 外の 職員	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800		
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		
76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		
89		479,900	538,600		
90		480,500			

	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900

	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
再任職員以外の職員	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	417,900	
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	418,600	
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	419,300	
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	419,800	
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	420,400	
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	421,100	
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	421,800	
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	422,300	
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
	86		293,000	329,600	350,900	394,600		
	87		293,200	329,800	351,200	395,200		
	88		293,400	330,200	351,500	395,800		
	89		293,800	330,600	351,900	396,500		
	90		294,000	331,000	352,200			

91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			
95		295,200	332,800	354,000			
96		295,500	333,100	354,300			
97		295,900	333,300	354,600			
98		296,200	333,600	355,000			
99		296,500	333,900	355,400			
100		296,800	334,200	355,800			
101		297,100	334,400	356,300			
102		297,300	334,700	356,700			
103		297,600	335,100	357,100			
104		297,900	335,300	357,500			
105		298,200	335,400	358,000			
106			335,700				
107			336,100				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100

	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	446,900	
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	447,700	
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	448,500	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	449,300	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	450,100	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	450,900	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	451,700	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	452,500	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	453,300	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	454,100	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	454,900	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	455,700	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
再任職員以外の職員	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		

91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	400,800
95	285,800	319,700	353,800	371,900	401,400
96	286,800	320,300	354,400	372,200	402,000
97	287,700	321,000	354,800	372,800	402,500
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		
124	300,800	332,000	367,200		
125	301,000	332,200	367,600		
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,100			
129	302,200	333,200			
130	302,500	333,600			
131	302,900	334,000			
132	303,300	334,200			
133	303,500	334,500			
134	303,800	334,900			
135	304,200	335,300			
136	304,500	335,700			
137	304,700	336,000			

138	305,000	336,400						
139	305,400	336,800						
140	305,700	337,200						
141	305,900	337,500						
142	306,300	337,900						
143	306,700	338,300						
144	307,000	338,700						
145	307,100	339,000						
146	307,400	339,400						
147	307,700	339,800						
148	308,100	340,200						
149	308,300	340,500						
150	308,500	340,900						
151	308,800	341,300						
152	309,100	341,700						
153	309,500	342,000						
154	309,700							
155	309,900							
156	310,200							
157	310,600							
158	310,900							
159	311,200							
160	311,500							
161	311,900							
162	312,200							
163	312,500							
164	312,800							
165	313,200							
166	313,500							
167	313,800							
168	314,100							
169	314,500							
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ中「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一中「398,000」を「400,000」に、「459,000」を「461,000」に、「522,000」を「524,000」に、「605,000」を「606,000」に、「704,000」を「705,000」に、「804,000」を「805,000」に改める。
別表第二中「330,000」を「332,000」に、「367,000」を「369,000」に、「396,000」を「398,000」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「541,000」を「542,000」に、「617,000」を「618,000」に、「721,000」を「722,000」に、「844,000」を「845,000」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合において

は」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条及び第五条並びに次項から附則第五項までの規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、第四条及び第六条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。))第二十五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第七条第三項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定及び第五条の規定(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十六年四月一日から適用し、第一条の規定(勤務条件条例第二十五条第二項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定、第三条の規定(任期付職員条例第七条第三項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定及び第五条の規定(任期付職員条例第五条第二項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定は平成二十六年十二月一日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十六年四月一日(以下「適用日」という。))前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付職員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任期付職員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付職員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

5 (人事委員会規則への委任)
前二項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

岐阜県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十四号

岐阜県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県特別職報酬等審議会条例(昭和四十年岐阜県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び副知事」を「副知事及び教育長」に、「聞く」を「聴く」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十五号

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県振興局等設置条例(平成十一年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県事務所等設置条例

第一条の見出し及び同条第一項中「振興局」を「県事務所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「振興局」を「県事務所」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
岐阜県西濃県事務所	大垣市	大垣市、海津市、養老郡、不破郡及び安八郡(以下「西濃地域」という。)
岐阜県揖斐県事務所	揖斐郡揖斐川町	揖斐郡
岐阜県中濃県事務所	美濃市	関市、美濃市及び郡上市(以下「中濃地域」という。)
岐阜県可茂県事務所	美濃加茂市	美濃加茂市、可児市、加茂郡及び可児郡(以下「可茂地域」という。)
岐阜県東濃県事務所	多治見市	多治見市、瑞浪市及び土岐市(以下「東濃地域」という。)
岐阜県恵那県事務所	恵那市	中津川市及び恵那市(以下「恵那地域」という。)
岐阜県飛騨県事務所	高山市	高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡(以下「飛騨地域」という。)

第一条第三項中「振興局(岐阜県東濃振興局)を「県事務所(岐阜県中濃県事務所、岐阜県東濃県事務所及び岐阜県恵那県事務所)」に、「各振興局」を「各県事務所」に改め、同条第四項を削る。

第二条第二項の表岐阜県岐阜県税務所の項中「本巢郡」を「及び本巢郡」に、「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表岐阜県西濃県税務所の項中「西濃圏域」を「西濃地域及び揖斐郡」に改め、同表岐阜県中濃県税務所の項中「中濃圏域」を「中濃地域及び可茂地域」に改め、同表岐阜県東濃県税務所の項中「東濃圏域」を「東濃地域及び恵那地域」に改め、同表岐阜県飛騨県税務所の項中「飛騨圏域」を「飛騨地域」に改める。

第三条第二項の表岐阜県岐阜保健所の項中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表岐阜県西濃保健所の項中「西濃圏域」を「西濃地域及び揖斐郡」に改め、同表岐阜県関保健所の項中「関市、美濃市、郡上市」を「中濃地域」に改め、同表岐阜県中濃保健所の項中「美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡」を「可茂地域」に改め、同表岐阜県東濃保健所の項中「多治見市、瑞浪市、土岐市」を「東濃地域」に改め、同表岐阜県恵那保健所の項中「中津川市、恵那市」を「恵那地域」に改め、同表岐阜県飛騨保健所の項中「飛騨圏域」を「飛騨地域」に改める。

第五条第二項の表岐阜県岐阜農林事務所の項中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表岐阜県西濃農林事務所の項中「大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡」を「西濃地域」に改め、同表岐阜県中濃農林事務所の項中「美濃市」を「及び美濃市」に改め、同表岐阜県可茂農林事務所の項中「美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡」を「可茂地域」に改め、同表岐阜県東濃農林事務所の項中「多治見市、瑞浪市、土岐市」を「東濃地域」に改め、同表岐阜県恵那農林事務所の項中「中津川市、恵那市」を「恵那地域」に改め、同表岐阜県飛騨農林事務所の項中「大野郡」を「及び大野郡」に改める。

第六条第二項の表岐阜県中央家畜保健衛生所の項中「岐阜圏域及び西濃圏域」を「岐阜地域、西濃地域及び揖斐郡」に改め、同表岐阜県中濃家畜保健衛生所の項中「中濃圏域」を「中濃地域及び可茂地域」に改め、同表岐阜県東濃家畜保健衛生所の項中「東濃圏域」を「東濃地域及び恵那地域」に改め、同表岐阜県飛騨家畜保健衛生所の項中「飛騨圏域」を「飛騨地域」に改める。

第七条第二項の表岐阜県岐阜土木事務所の項中「岐阜圏域」を「岐阜地域」に改め、同表岐阜県大垣土木事務所の項中「大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡」を「西濃地域」に改め、同表岐阜県美濃土木事務所の項中「美濃市」を「及び美濃市」に改め、同表岐阜県可茂土木事務所の項中「美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡」を「可茂地域」に改め、同表岐阜県多治見土木事務所の項中「多治見市、瑞浪市、土岐市」を「東濃地域」に改め、同表岐阜県恵那土木事務所の項中「中津川市、恵那市」を「恵那地域」に改め、同表岐阜県高山土木事務所の項中「大野郡」を「及び大野郡」に改め、同表岐阜県古川土木事務所の項中「飛騨市」を「並びに飛騨市」に改める。

第八条第二項の表岐阜県岐阜・西濃建築事務所の項中「岐阜圏域及び西濃圏域」を「岐阜地域、西濃地域及び揖斐郡」に改め、同表岐阜県中濃建築事務所の項中「中濃圏域」を「中濃地域及び可茂地域」に改め、同表岐阜県東濃建築事務所の項中「東濃圏域」を「東濃地域及び恵那地域」に改め、同表岐阜県飛騨建築事務所の項中「飛騨圏域」を「飛騨地域」に改める。

第九条第一項中「振興局、」を「県事務所、」に、「振興局等」を「県事務所等」に改め、同条第二項中「振興局等」を「県事務所等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県県事務所等設置条例（以下「新条例」という。）の規定により県事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する振興局（振興局に置かれる事務所を含む。次項において同じ。）の長がした処分その他の行為は、県事務所の長がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例の規定により県事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の日前に振興局長に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、県事務所の長に対してなされたものとみなす。

4 岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）
（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）
第二十条第九項中「振興局」を「県事務所」に改める。

5 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）」を「県事務所」に改める。

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年十二月二十二日
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十六号
岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「行わせる」の下に「ほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項及びこの条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べさせる」を加え、同条第二項を削り、同条第三

項中「五人」を「六人」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条中「第二十八条第七項」を「第二十八条第六項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十七号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四一の表令別表第一の第一号に掲げる施設を有する工場又は事業場の項中「施設」を「施設（貯留設備の用に供する施設に限る。）」「 0.05 m^2 」を「 0.03 m^2 」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県民文化ホール未来会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十八号

岐阜県民文化ホール未来会館条例の一部を改正する条例

岐阜県民文化ホール未来会館条例（平成六年岐阜県条例第四号）の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

ぎふ清流文化プラザ条例

本則（第一条を除く。）中「会館」を「文化プラザ」に改める。

第一条中「岐阜県民文化ホール未来会館（以下「会館」を「ぎふ清流文化プラザ（以下「文化プラザ」に改める。）

第二条第一項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に、「第九条」を「第八条」に改める。

第四条中「規定による」を削る。

第六条を削る。

第七条の見出しを「使用料」に改め、同条第一項中「指定管理者に利用料金を支払わなければ」を「別表に掲げる額の使用料を納入しなければ」に改め、同条第二項中「利用料金（を「前項の使用料（に、「利用料金を」を「使用料を」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、同条第四項中「指定管理者」を「知事」に、「利用料金」を「第一項の使用料」に改め、同条第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「法」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項第三号中「第十三条各号」を「第十二条各号」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十条とする。

第十二条中「第九条」を「第八条」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条を第十一条とする。

第十三条第一号中イを削り、ロをイとし、同号八中「及びロ」を削り、同号中八をロとし、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一号中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二号中「第十条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 詐欺その他不正の行為により第六条第一項の使用料の徴収を免れた者は、その徴収

を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

別表中「第十一条」を削り、同表大ホールの部を次のように改める。

長良川水を目的とし、いな場合	合 入場料		合 入場料		合 入場料	
	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日
普利を目的とする場合	一、九〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇	三、二〇〇	三、一〇〇	三、八〇〇
普利を目的とする場合	二、六〇〇	三、三〇〇	三、二〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇
合 入場料を徴収する場合	三、一〇〇	三、八〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	四、三〇〇	五、〇〇〇
合 入場料を徴収する場合	三、八〇〇	四、五〇〇	四、四〇〇	五、一〇〇	五、〇〇〇	五、七〇〇

別表中ホールの部を削り、同表練習室の部を次のように改める。

練習室	第一練習室	第二練習室	第三練習室	第四練習室
平日	七〇〇	九〇〇	九〇〇	一、一〇〇
土曜日、日曜日及び休日	九〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇
平日	一、一〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇
土曜日、日曜日及び休日	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇

別表練習室の部の次に次のように加える。

セミナー室	四、一〇〇	五、六〇〇	七、〇〇〇	八、八〇〇	一、一、三〇〇	一、四、三〇〇
-------	-------	-------	-------	-------	---------	---------

別表会議室の部、レセプションホールの部及び企画展示室の部を削り、同表駐車場の部を次のように改める。

駐車場	一台につき、使用時間が三時間以内の場合にあっては一〇〇〇円、使用時間が三時間を超える場合にあって
-----	--

では一〇〇〇円に三時間を超える三〇分(三〇分未満の使用時間があるときは、その使用時間は三〇分とする。)ごとに一〇〇〇円を加えた額

別表備考第一号イただし書、同号ロただし書及び同号八ただし書を削り、同号ト中「国民の祝日に関する法律」の下に「昭和二十三年法律第七十八号」を加え、同表備考第二号中「大ホール又は中ホール」を「長良川ホール」に、「利用する場合の利用料金を」「使用する場合の利用料」に、「掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金を」「を」「定める」に改め、同表備考第三号を次のように改める。

三 長良川ホールと併せて使用する場合の第四練習室の使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

別表備考第四号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用する」を「使用する」に、「利用料金の額は」を「使用料の額は」に改め、同号イ中「の午前区分に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金を」を「に定める午前の使用料」に改め、同号ロ中「の午後区分に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金を」を「に定める午後」の使用料」に改め、同号ハ中「の夜間の区分に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金を」を「に定める夜間の使用料」に改め、同表備考第五号及び第六号を削り、同表備考第七号中「利用料金を」「使用料」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第八号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用料金を」「使用料」に改め、同号を同表備考第六号とする。

附 則

この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

岐阜県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十九号

岐阜県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する資金に充てる

ため、岐阜県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（目的外の取崩し）

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八十号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表三の表を次のように改める。

三 削除

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八十一号

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

例 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「反復して」を「執ように、又は反復して」に改め、同条第四号中「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。」及びこれに類する通信方式を用いるものを送信し」を「その他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信をし」に、「用いて送信する」を「用いた送信をする」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八十二号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「北アルプス地区」の下に「及び活火山地区」を加える。

第一条中「多発し」の下に「また、御嶽山の噴火に伴う甚大な被害が発生し」を、「鑑み、北アルプス地区」の下に「及び活火山地区（以下「北アルプス地区等」という。）」を加え、「及び山岳遭難の防止」を「山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化」に改める。

第二条中第三項を第五項とし、同条第二項中「北アルプス地区の」を「北アルプス地区等の」に改め、同項第一号中「北アルプス地区」を「北アルプス地区等」に改め、同項第二号中「北アルプス地区」を「北アルプス地区等の区域」に改め、同項第四号中「北アルプス地区」を「北アルプス地区等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この条例において「活火山地区」とは、次に掲げる地域をいう。

一 御嶽山の火口域から四キロメートル以内の地域

二 焼岳の火口域から二キロメートル以内の地域

3 この条例において「火口域」とは、現に噴火が発生し、若しくは噴火が想定されている活火山の火口又は火口が出現し得る領域として知事が定める区域をいう。

第三条第一項中「北アルプス地区の山岳」を「北アルプス地区等の山岳への登山」に改め、同条第二項中「防止」の下に「並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化」を加える。

第四条第一項中「特性」の下に「及び火山活動の状況」を加え、同条第二項中「気象状況」の下に「火山活動の状況」を加える。

第六条中「者」を「法人その他の団体」に改める。

第七条中「区域」の下に「又は活火山地区（火口域から一キロメートル以内の区域に限る。）の山岳」を加える。

別表第一中「地域」の下に「活火山地区及び」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

2 この条例の施行の際現に活火山地区の山岳に登山している者については、改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の規定（第七条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県家庭教育支援条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八十三号

岐阜県家庭教育支援条例

父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有し、基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを身に付けさせるとともに、心身の調和のとれた発達を図ることが求められている。これらは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるもので、その点において、家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言える。

岐阜県では、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世代同居の割合が高いこと、持ち家率が高いなど住宅事情が良いことなどの環境の中で家庭教育が行われてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、共働きやひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、家庭教育力の低下が指摘されることも、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっている。また、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されている。

このようなか、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り

善く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、地域住民、地域活動団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、又は育むことをいう。

一 基本的な生活習慣

二 自立心

三 自制心

四 善悪の判断

五 挨拶及び礼儀

六 思いやり

七 命の大切さ

八 家族の大切さ

九 社会のルール

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動

を行うものをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第三条 家庭教育の支援は、子どもの教育については保護者が第一義的責任を有するものであるとの基本的認識の下、保護者が基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを自主的に教え、又は育むことができるよう、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村に対する支援)

第五条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情をもって接し、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(祖父母の役割)

第七条 子どもの祖父母は、家庭の教育力の低下を補つため、保護者と協力しながら、

家庭教育に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第八条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに必要な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第九条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民等と連携して、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第十条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、多様な労働条件その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びを支援する学習の機会の提供)

第十一条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶこと)をいう。以下この条において同じ。)を支援するため、親としての学びの方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びができるよう、講座の開設その他の保護者の学習の機会を提供するものとする。

(親になるための学びの推進)

第十二条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶこと)をいう。以下この条において同じ。)を支援する

ため、親になるための学びの方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、学校等が行う子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会の提供を支援するものとする。

(人材の養成等)

第十三条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進)

第十四条 県は、保護者、地域住民、学校等その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第十五条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十六条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

(団体活動の促進)

第十七条 県は、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(家庭教育を实践する日)

第十八条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を实践する意欲を高めるため、岐阜県家庭の日を定める条例(昭和四十二年岐阜県条例第十一号)第二条第一項に規定する家庭の日及び安心して子どもを生み育てることができるとする岐阜県づくり条例(平成十九年岐阜県条例第十一号)第六条第三項第一号に規定する早く家庭に帰る日を家庭教育を实践する日とし、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十九条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年度、議会に対し、家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第二十条の規定は、平成二十七年以後に講じた施策に関する報告及び公表について適用する。

平成二十六年十二月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社